

重要事項説明書（訪問看護・介護予防訪問看護）

事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション なかしま
所在地	岡山県津山市田町122
事業所番号	3360390094
管理者の氏名	中島 美紀
電話番号	0868-35-3115
FAX番号	0868-35-3116

1 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

「地域に信頼され、良質な全人的医療の提供」という法人の基本理念を基に、看護師等が病気やけが等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり主治医が看護の必要性を認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護または指定介護予防訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ・利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療の継続ができるように支援します。
- ・事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ・訪問看護ステーションなかしま（以下、事業所という）は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業体制の整備に努めます。

(3) 利用者の個人情報の取り扱いについて

当事業所では、個人情報を正確かつ安全に取り扱うため、厚生労働省のガイドラインに基づき、個人情報の適切な管理に努めます。

(4) 事業所の情報開示について

利用者及び家族の要望があれば、事業計画の情報を開示いたします。

2 職員体制等

職 種	従業員数	職務内容	備 考
管理者	1名（兼務）	事業所の管理・指導	看護師
看護師	2.5名以上 （常勤換算）	訪問看護の提供 看護計画書・報告書作成	
理学療法士又は 作業療法士等	必要数	訪問看護（リハビリ）の提供	
事務員	1名（兼務）	事務処理・請求業務	

3 通常の事業の実施地域

通常のサービスを提供する地域
津山市・鏡野町・美咲町 （津山市は旧市内、鏡野町は旧鏡野町、美咲町は旧中央町・柵原町）

*上記以外でもご希望の方はご相談ください。

4 営業日および営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8：30～17：30
休業日	土曜日・日曜日 及び国民の祝祭日 年末年始（12月30日～1月3日） 盆休み（8月14・15日） * 祝日等で連休が続く時は、状況により営業日を設ける場合があります
緊急時の対応のため24時間体制をとっています	

5 サービスの内容

- (1)健康に関する相談（病状・障害の観察）
- (2)清拭、洗髪、入浴等による清潔の保持
- (3)食事および排泄など日常生活の世話
- (4)床ずれなどの手当て、医療機器やカテーテルの管理
- (5)リハビリテーション
- (6)ターミナルケア、難病、認知症の方の看護
- (7)療養生活や、介護方法についての相談
- (8)その他、医師の指示による医療処置
- (9)入院中の医師の指示による外泊時の訪問

主治の医師の指示及び利用者に係るケアプランに基づき利用者の心身の状態のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成し、それに基づいた訪問看護（医療・介護・予防）を提供します。

6 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際に所定のサービス提供記録等の書面に実施状況等の必要事項を記載します。
- (2) サービス提供記録書等の記録を作成した後5年間はこれを適正に保管します。

7 利用料等

- (1) 利用者負担金は、原則として介護保険、医療保険の給付対象となる項目については該当保険の自己負担割合分、対象外の項目や介護保険での給付の範囲を超えたサービス費については全額となります。なおこの金額は関係法令に基づいて定められており、サービス提供期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。
- (2) 利用者負担金は、原則口座振込みとさせていただきます。
- (3) 利用料は該当保険の別紙利用料金表一覧（添付）をご確認下さい。ご利用開始後、病状により該当保険が変り基本利用料等が変わる場合があります。

8 緊急時等における対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに主治医、ご家族の他に救急隊、介護支援事業者などへ連絡をします。

9 事故発生時の対応と損害賠償

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10 虐待防止について

- (1) 事業所は、虐待の発生または防止するため、虐待防止のための指針を整備し対策を検討する委員会、研修を定期的で開催するとともに看護師等への周知徹底を行います。
サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。
- (2) 利用者の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束等は原則禁止としています。
やむを得ず身体的拘束を行う場合には、ご家族へ十分な説明を行うとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 1 衛生管理について

事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、研修及び訓練を定期的実施し、看護師等への周知徹底を図ります。

衛生管理、感染症対策をとったうえでも、感染症をすべて防げるわけではありません。感染症の予防、まん延防止のための対策に努めサービス提供を行います。ご利用にあたってはご協力とご理解をお願いいたします。

1 2 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続的に実施するために、非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

看護師等へ業務継続計画についての周知とともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3 利用の解除・終了

(利用者からの解除)

利用者及び代理人は、当事業所に対し利用解除の意志表明をすることにより利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス利用解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び代理人は速やかに当事業所及び居宅サービス計画者に連絡するものとします。

(当事業所からの解除)

当事業所は、利用者及び代理人に対し、次に掲げる場合には本約款に基づく訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ②利用者の居宅介護サービス計画が作成された場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切な訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスを提供できないと判断された場合。
- ④利用者が、当事業所の職員に対し利用継続が困難となる程度の背任行為又は反社会的行為または、ハラスメントを行った場合。
- ⑤大規模な天災、災害等により業務継続計画の遂行も困難な場合、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当事業所が業務を遂行することができない場合。

14

その他運営に関する重要事項

この説明書に記載されていない事項は、介護保険法令、健康保険法令、その他諸法令の定めるところにより、利用者及び代理人、扶養者と当事業所が誠意をもって協議し、双方の同意のもとに定めるところとします。

15 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 ご利用相談室	訪問看護ステーション なかしま 管理者 中島 美紀 (平日 月曜日～金曜日 8:30～17:30) 電話番号 0868(35)3115
----------------	---

公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

津山市高齢介護課	0868-32-2070
鏡野町 総合福祉課	0868-54-2986
美咲町 長寿しあわせ課	0868-66-1115
岡山県国民健康保険 団体連合会(国保連)	086-223-8811

16 当法人の概要

名称・法人名	医療法人社団和風会
代表者	理事長 中島 弘文
所在地	岡山県津山市田町122